

平成 28 年 3 月

平成 28 年度

港湾厚生関連施設

事業計画書

指定管理者

一般社団法人 横浜港湾福利厚生協会

1 平成 28 年度の目標と取組

2 管理体制及び組織

■責任体制

3 人員の配置

■各施設の具体的な人員配置、責任の所在等

4 利用者サービス、日常の業務改善による利用促進等

■利用者サービスの向上や利用者数を増やすための具体的な提案

■利用者ニーズや意見、要望などを受け、運営に反映させる体制

■利用者への接遇の向上

■厚生センターの開館時間、休日設定

5 経費節減策

6 安全対策、緊急時の対応策

■施設における安全対策

■事故、災害発生時の対応策、計画

■事故、災害発生時の連体制

7 コンプライアンス等について

■関係法規の遵守の方法、体制

■個人情報の管理方法、体制、保護方策

8 自主事業計画

9 研修計画

1 平成 28 年度の目標と取組

第 3 期指定管理協定期間初年度となる平成 28 年度につきましても、指定管理者として対象となる厚生センターの維持管理と効率的な運営を円滑に行うよう努めてまいります。

当協会は、横浜港で働く方々の福利厚生面や利用される方々へサービスでの充実を図り横浜港の発展に寄与するよう、港湾関係施設の管理運営を積極的に推進しております。

各厚生センターは、横浜港内の各ふ頭内及びその隣接部に設置されております。

ふ頭内は港湾作業が中心で危険性が高く、また保税地区で立ち入りが規制されていることから、一般市民が気軽に利用できる施設が限られており、港湾関係者以外の利用がされにくい場所にあります。このため、各ふ頭とも船舶の入港状況等、景気の動向により利用者数は変動しますが、どの厚生センターでも常に均一のサービスが提供できるよう努めます。

また、利用者の多くはリピーターの方々ですが、利用者の動向やニーズの把握に努めるための方策として、施設利用アンケートやテナントへの要望等を聴取し、良好な運営が維持できるよう管理してまいります。

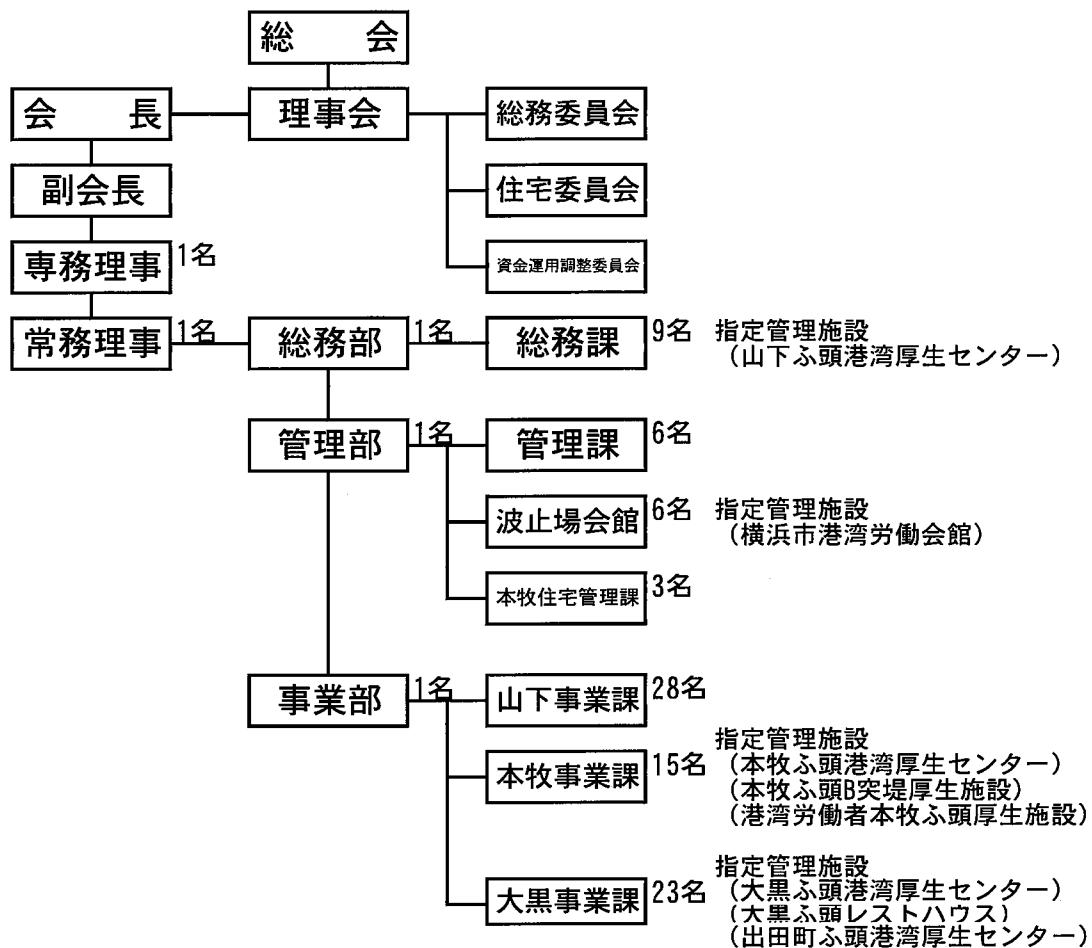
なお、一部の厚生施設においては、一般の市民の方も多く利用されますが、この場合につきましても、港湾で働く方々と同様のサービスを提供できるよう留意します。

各施設においては、担当課に的確な人員を配置し対応するほか、全施設において夜間、休日の緊急対応が行える体制を整えております。

なお、現在、当協会が実施する事業については、ホームページへの掲載や広報紙「はまかぜ」の発行など、広く情報提供を行っておりますが、指定管理業務も含め、今後とも利用者確保に向けた情報発信や利用者の意見聴取など、これらのメディアを活用し広範囲からの的確に実施してまいります。

2 管理体制及び組織

■責任体制（組織図）平成 28 年 3 月 31 日現在



3 人員の配置

■各施設の具体的な人員配置、責任の所在等

施設名	担当部署	責任の所在
大黒ふ頭港湾厚生センター	大黒事業課	各担当部署に配置されている課長級の職員が、それぞれ所管する施設に関して、責任をもって各種対応にあたります
大黒ふ頭レストハウス		
出田町ふ頭港湾厚生センター		
横浜市港湾労働会館	波止場会館	
山下ふ頭港湾厚生センター	総務課	
本牧ふ頭港湾厚生センター	本牧事業課	
本牧ふ頭B突堤厚生施設		
港湾労働者本牧ふ頭厚生施設		

日常的な管理運営は、各担当部署の課長級以下（事務職）で対応しますが、必要な情報は定期的に行われる

- ・幹部会議（毎月第1火曜日、係長以上23名で構成）
- ・部課長会議（毎月第2・第4火曜日、課長以上15名で構成）
- ・部長会議（毎週火曜日、部長以上8名で構成）

において共有され、問題発生時には組織として対応策を検討することとしております。

※緊急時には、各会議とも必要に応じて臨時開催して対応いたします。

【担当者が有する資格等】

- ・甲種防火管理者
- ・2級建築士

また、横浜市主催の研修にも積極的に参加し、指定管理者として求められる資質を習得するように努めます。

4 利用者サービス、日常の業務改善による利用促進等

■施設の利用度を高めるための具体的な提案

ご利用いただく港湾関係者の方々に、より良いサービスを提供するため、定例的に利用者アンケート調査や意見の聴取等を実施し、利用者の声やニーズに耳を傾け、利用しやすい環境の整備を行います。具体的には何方でも利用が可能な無料の冷水・給茶の設置、無料休憩室の開放や貸会議室の低料金設定、施設内食堂の献立や料金の設定、売店における商品構成など、多くの皆様に満足いただけるよう、ご意見等をまとめ、テナントがフィードバックしやすい環境を実践しているところですが、今後も、利用者サービスの向上に努めてまいります。

また、利用者には、当協会のインターネットのホームページの公開や広報紙(はまかぜ)の無料配布により、広く情報を発信し利用促進に努めています。

■利用者ニーズや意見、要望などを受け、運営に反映させる体制

当協会が公開している前述メディア(EメールやFAX)及びアンケート調査を通じて、利用者から頂いた貴重なご意見・ご要望については、それらを事業に反映し、施設設備、備品や施設消耗品など、利用者の皆様が利用しやすく、満足いただけるよう整備するのみならず、福利厚生事業として適切か判断し必要に応じた対応をいたします。

アンケート等を実施の際には、既存テナントについても同時にとり、利用者のニーズに沿えるように努力いたします。

■利用者への接遇の向上

利用者の満足度向上のための接遇が実行できるよう協会職員全体で取り組み、より良いサービスの提供に心掛けております。

具体的には、利用者と接した際には、挨拶はもとより「おもてなし」の心で、ご利用いただく皆様の信頼を得て、気持ちよく満足いただけるよう、接遇の向上に努めます。

■厚生センターの、開館時間、休日設定

国際コンテナ戦略港湾として、また、24時間364日フルオープンへの対応のため、ふ頭内にある厚生施設といった特性を踏まえ、利用される方がより利用しやすいよう、港湾労働者の就業時間や就業日を踏まえた、開館時間等の設定を行うことにより、皆様が利用しやすくなるとともに、サービスの向上に努めます。

【厚生施設の開館時間】

施設名	開館時間	休業日
大黒ふ頭港湾 厚生センター	(平日) 午前6時30分から午後5時まで (土曜日) 午前6時30分から午後2時まで	日曜日、祝日及び年末年始
大黒ふ頭 レストハウス	(平日) 午前7時から午後3時30分まで (土曜日) 午前7時から午後1時まで	
出田町ふ頭港湾 厚生センター	(平日) 午前7時から午後3時まで (土曜日) 午前7時から午後1時まで	
横浜市 港湾労働会館	(平日) 午前9時から午後9時まで (土曜日) 午前9時から午後5時まで	
山下ふ頭港湾 厚生センター	(平日) 午前6時30分から午後5時まで (土曜日) 午前6時30分から午後2時まで ※1月1日を除く年末年始も、店頭引取り・販売を実施(午前7:30～午前11:00)	
本牧ふ頭港湾 厚生センター	(平日) 午前6時30分から午後5時まで (土曜日) 午前6時30分から午後2時まで ※1階 ポートストア本牧コンビニ店は、 24時間、年中無休	
本牧ふ頭B突堤 厚生施設	(平日) 午前8時から午後2時30分まで (土曜日) 午前8時から午後1時まで	
港湾労働者 本牧ふ頭厚生施設	(平日) 午前6時から午後2時まで	土曜日、日曜日、祝日及び 年末年始

5 経費節減策

当協会が、長年に渡り蓄積してまいりました施設管理の経験を生かし、同一業務の一括発注や消耗品の効率的、計画的な購入を行うことなどにより、コストの節減に努めてまいります。

同一地域内にある自社の厚生施設と指定管理施設の連携によって、効率的かつ良質な管理運営の工夫を進め、施設・設備等の保守管理、清掃その他環境管理等について、経費削減に努力するばかりでなく、一律なサービスの提供を引き続き推進いたします。

また、施設の規模、利用状況等に応じて適切な人員配置に努め、併せてゴミの排出量の削減や資源ゴミの回収の推進、使用器具の高効率化への更新や節電等を積極的に行い、省エネルギー化を図るなど、地球環境に配慮いたします。

6 安全対策、緊急時の対応策

■施設における安全対策

・消防法に基づき、防火管理責任者を任命、消防計画を策定し防火管理業務について必要な事項を定め、火災・震災・その他の災害の予防及び人命の安全並びに被害の防止を努めます。

消防計画に基づき各種防火管理業務を行うほか消防設備点検の実施、自衛消防組織を編成し、その他災害防止対策を実施します。

・建築基準法第12条による、建築物及び建築設備の定期点検の実施・報告に基づき修繕計画の策定に横浜市港湾局と調整します。

・電気・ガス設備については、定期的に点検を実施し安全の確保に努めます。

・小規模受水槽や浄化槽のある施設についても法定点検・清掃等実施し衛生的に保ちます。

・定期的に防災訓練を実施し、啓蒙活動に努めます。

・施設の規模に応じて、機械警備を実施するほか、必要に応じ警備会社に夜間、休日等の警備巡回を委託し、防災・防犯に努めます。

また、一部の施設には防犯カメラを設置し、不審者・不審物の早期発見に努めます。

・夜間・休日等を含め365日24時間、緊急時には適切に対処します。

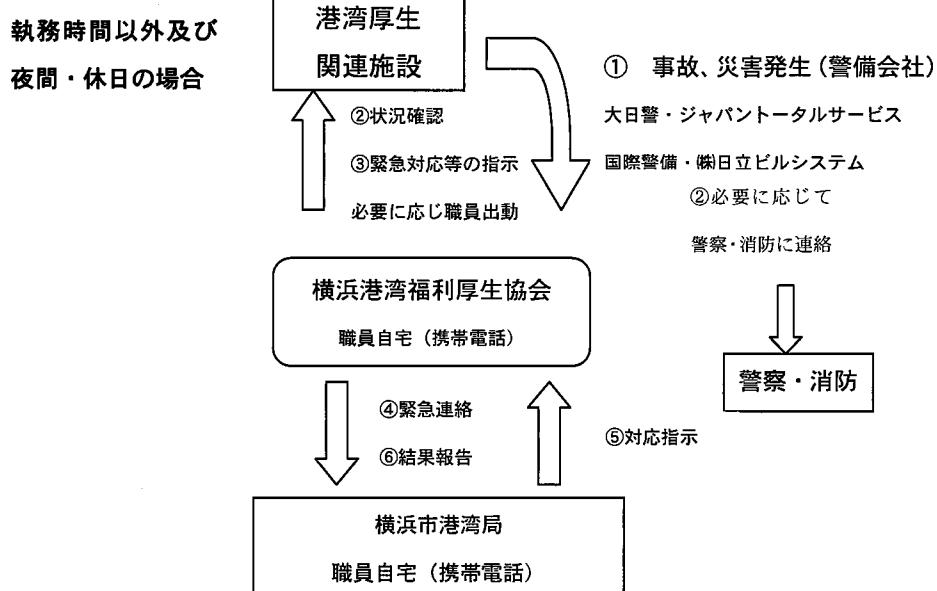
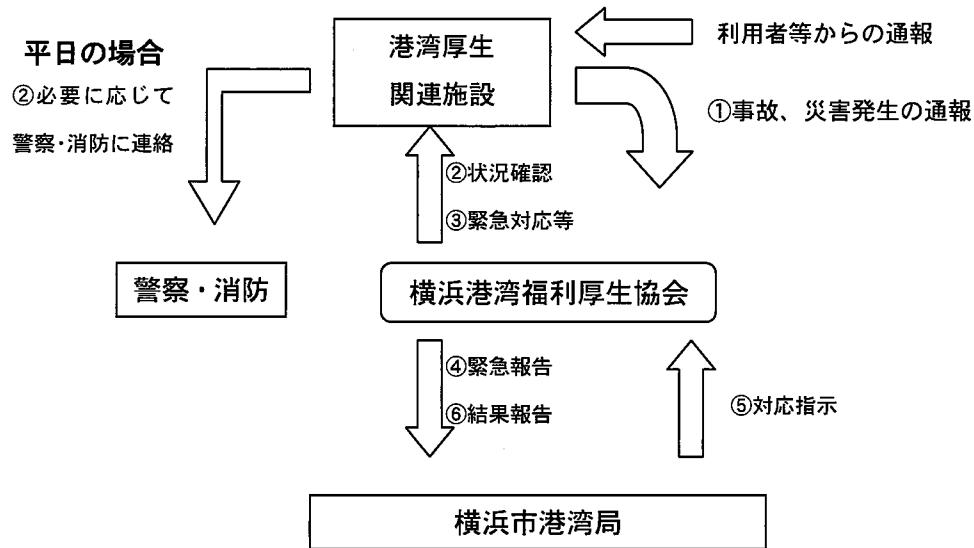
・港湾業界と協力し、施設の規模に応じ、災害時に港で働く方々への支援物資として、飲料水の備蓄等を行っております。

・山下ふ頭港湾厚生センター、大黒ふ頭港湾厚生センター、横浜市港湾労働会館、本牧ふ頭港湾厚生センターには、救命活動で心肺蘇生術に活用できるAED（自動体外式除細動装置）を自主的に設置しております。（その他、自社の厚生センターである本牧ポートハイツセンター、万国橋会議センターにも配備）

・全施設の入り口付近には、手指消毒用アルコールを配備し感染症の予防等、利用者の健康に配慮しています。

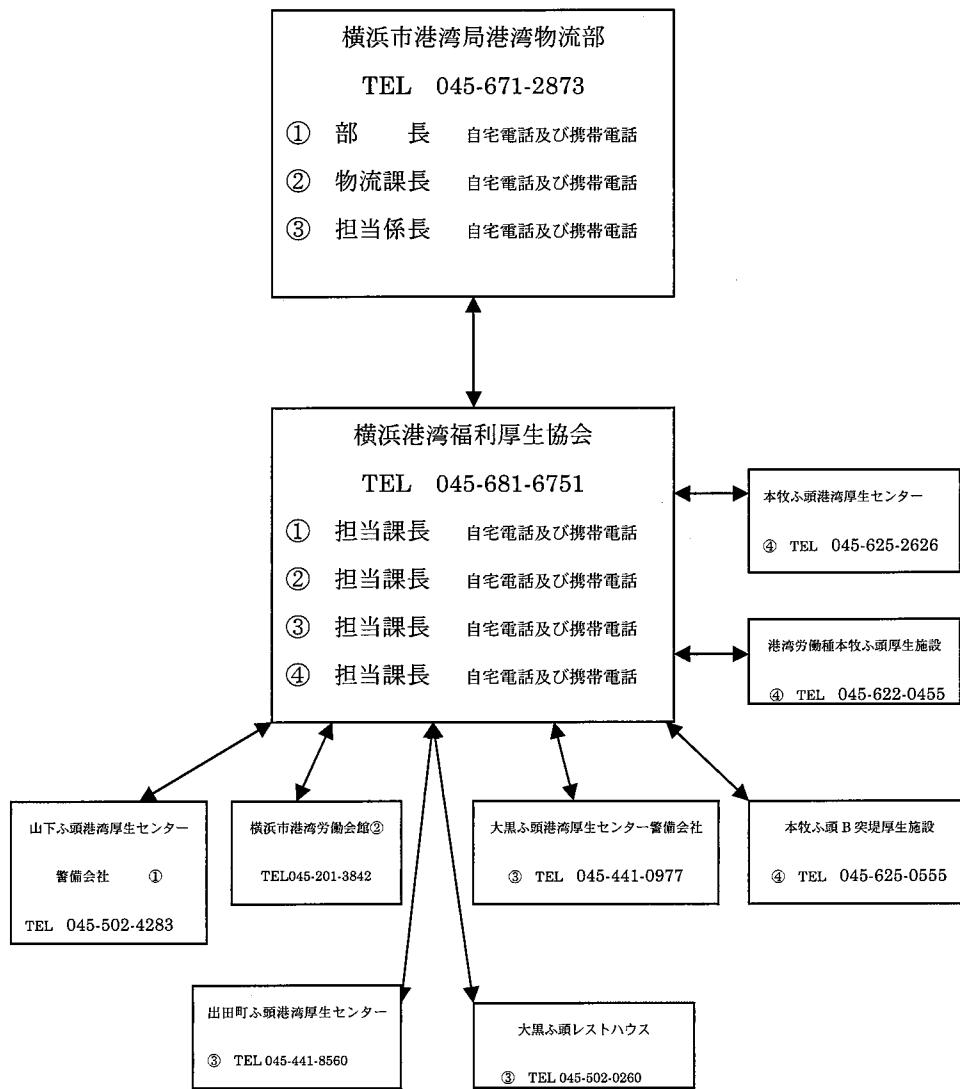
■事故、災害発生時の対応策、計画

事故・災害発生時対応フロー



■事故、災害発生時の連絡体制

緊急連絡体制表



7 コンプライアンス等について

■関係法規の遵守の方法、体制

関係法規の遵守にあたっては、横浜市が実施していますコンプライアンスの推進を参考にして、常に高い倫理観に基づき、社会的良識に従うことを基本としています。

対象施設の管理にあたっては、日本国法令、横浜市港湾施設使用条例及び港湾施設使用条例施行規則を遵守します。その管理方法として、管理業務仕様書に基づき、指定管理業務を適切に執行するため、諸規定及び執行の体制を整備しております。

具体例として、全厚生施設は消防法に基づき、防火管理者を選任し、防災訓練の実施消防設備の点検等により、防災体制を整えております。

また、食堂、給食、売店については防火責任者の選任と食品衛生法に基づき、食品衛生責任者を選任し、食中毒の予防及び食品従事者に対する定期的な検便検査の実施や講師を招いて講習会を開催し、食品従事者の啓蒙活動を行っております。

その他、「健康増進法」及び「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」に基づき、原則的に施設内禁煙（山下ふ頭港湾厚生センター及び横浜市港湾労働会館の2か所及び自社の管理する万国橋会議センターには、喫煙室を設置し分煙としています。）とし、利用者の健康管理に配慮しております。

また、横浜市情報開示条例に基づき、情報開示請求があった場合は条例に準じて開示いたします。

■個人情報の管理方法、体制、保護方策

個人情報の取扱いについては、保護の重要性を各職員が認識し、取り扱いにあたっては法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱いを行うよう管理しています。

管理にあたってコンピューターを使った業務については、外部とのオンライン処理を制限し、使用するソフトウェアは、パスワードの設定、使用者毎に入力事項の制限及び職員のデータへのアクセス権限を設定するほか、データのコピー禁止や持ち出しを禁止する等、個人情報の保護について必要な措置を講じます。

また、個人情報の記載された台帳やファイルは、保管場所を施錠管理する等、閲覧の制限を設け、漏洩滅失、き損、改ざんの防止に努めるとともに、不必要的情報は収集することができないよう、必要な事務の範囲内の収集、目的以外の利用の禁止や不要となつた情報の破棄など、取り扱いの徹底を行っています。

なお、個人情報の取り扱いについて、判断が困難な事例については、横浜市に確認するなど、適切な対応をとります。

8 自主事業計画

- ・山下ふ頭厚生センターにおいては、施設の雑排水を下水本管へ圧送し、直接放流しているためその設備（グラインダーポンプ）を分解清掃及び点検整備し、圧送管の下水本管までの清掃を実施しすることで機能を維持し、センターを良好な状態に維持します。
 - ・食堂設備を有する施設には、定期的にグリーストラップ槽の清掃、汚泥処理を実施し環境に配慮します。
 - ・山下ふ頭港湾厚生センター、大黒ふ頭港湾厚生センター、横浜市港湾労働会館、本牧ふ頭港湾厚生センターには、救命活動で心肺蘇生術に活用できる AED（自動体外式除細動装置）を設置しております。
(その他、自社の厚生センターとして、本牧ポートハイツセンター、万国橋会議センターにも配備)
また、全施設の入り口付近に手指消毒用アルコールを配備、利用者の健康に配慮し、感染症の予防に努めています。
 - ・施設周辺において実施されるイベントなどにおいても、施設を活用した自主事業の実施や施設の無償貸出、無償解放することで、利用促進に向け積極的に取り組みます。
 - ・厚生センター全施設には、館内床汚染防止のための定期的に交換する玄関マットを設置しております。
- その他、指定管理施設を利用しやすい施設への改造等の必要が生じた場合は、横浜市へ事業計画の変更を提出いたします。

9 研修計画

横浜市消防局職員立会いの下、テナントも含めた防災訓練の実施により、初期消火・避難誘導訓練はもとより、応急手当等の研修を実施いたします。

横浜市が実施する指定管理者研修会や特定建築物管理者講習会には施設担当者を積極的に参加させるとともに、配付資料など、職員間において回覧するなどにより周知し、必要な情報の共有化を図ります。

食堂等食品を扱う施設については、食品衛生法に基づき、食品衛生責任者を選任し食中毒の防止に努めます。また、保健所から定期的に講師を招き、衛生講習会を開催し全職員への啓蒙活動を行います。

**外部委託を予定している業務（平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日）
(当該業務を専門とする事業者へ委託)**

管理業務

全施設共通 消防設備点検、清掃業務、警備業務、
防虫防鼠、害虫駆除
排水管清掃、ゴミ収集処理業務
★玄関マット管理業務

食堂施設を有するセンター

★グリーストラップ清掃・汚泥処理業務

山下ふ頭港湾厚生センター

建築物及び建築設備定期点検
建築物衛生管理業務
空気環境測定業務
自家用電気工作物点検業務
★グラインダポンプユニット点検清掃及び整備

大黒ふ頭港湾厚生センター

建築物及び建築設備定期点検
浄化槽点検業務
自動ドア点検業務
シャッターポート点検業務
乗用昇降機点検整備業務
自家用電気工作物点検業務
空調機点検業務
緑地保全業務

大黒ふ頭レストハウス

建築物及び建築設備定期点検
浄化槽点検業務
緑地保全業務
自家用電気工作物点検業務
空調機点検業務

出田町ふ頭港湾厚生センター

建築物及び建築設備定期点検

浄化槽点検業務

空調機点検業務

緑地保全業務

横浜市港湾労働会館（波止場会館）

建築物及び建築設備定期点検

自動ドア点検業務

シャッターポート点検業務

乗用昇降機点検整備業務

自家用電気工作物点検業務

空調機点検業務

小規模受水槽点検業務

★小便器自動洗浄

本牧ふ頭港湾厚生センター

建築物及び建築設備定期点検

自家用電気工作物点検業務

小規模受水槽点検業務

港湾労働者本牧ふ頭厚生施設

建築物及び建築設備定期点検

浄化槽点検業務

★印は自主提案事業

収支計画書

(1) 収入

金額（単位：千円）

区分	平成 28 年度
指定管理料（消費税含む）	72, 132
収入合計	72, 132

(2) 支出

区分	平成 28 年度
維持管理運営費	72, 132
項目	人件費
	消耗品費、備品購入費等
	光熱水費（電気、上下水道、ガス）
	清掃費（害虫駆除等含む）
	安全管理費（警備費等含む）
	設備保守点検費
	保険料
	小破修繕費
	租税公課等
	消費税
支出合計	
72, 132	